

平成31年2月21日  
環境生活部

## 「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」 について

平成30年8月6日開催のダイバーシティ社会推進本部会議にて職員向け指針作成の決定をし、全庁横断による検討部会において検討を進めるとともに、有識者等の聴取を行い、最終的な案をまとめました。

ガイドライン完成後は、職員説明会や研修等を通じ、ガイドラインに沿って職員が多様な性のあり方への理解を深め、適切に行動していけるよう取り組んでいきます。

なお、完成版を県議会議員及び報道機関へ提供するとともに、県ホームページへ掲載することを予定しています。

### (1) ガイドラインの目的

職員が多様な性的指向・性自認に関してより理解を深め、適切に行動していくため、また職員自身がLGBT等の当事者である場合においても安心して働ける職場としていくため、職員や職場がどのような姿勢で、どう行動すべきかについての基本的な考え方をまとめたものです。

### (2) ガイドラインの特徴

- ・ 多様な性のあり方に関する職員向けガイドライン作成は都道府県で初  
※作成自治体：文京区、大阪市（行政窓口対応のみ）、豊島区、千葉市、熊本市、京都市
- ・ 業務にかかわらず共通する考え方を示す
- ・ 職員の理解や行動につながりやすくなるよう6か条として要約
- ・ 県内における実情がわかるよう、県内当事者等の声を紹介
- ・ 全部局が参加する検討部会で検討し、複数の有識者等への聴取を実施

### (3) ガイドライン案

別添資料2のとおり

### (4) 職員への周知

- ・ ガイドライン説明会開催（県庁周辺2回、地域機関9回予定）
- ・ 職員人権研修等での周知
- ・ 職員向けメールマガジンの配信（1月～3月）

### (5) 今後のスケジュール

- 2月下旬 県議員・報道へ提供、ホームページへ掲載
- 3月上旬～中旬 職員説明会
- 4月以降 職員人権研修等の実施